

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	戦前日本における感化事業の到達点：少年教護法をめぐって
Author	杉田 菜穂
Citation	経済学雑誌, 110 卷 2 号, p.130-152.
Issue Date	2009-09
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

戦前日本における感化事業の到達点

——少年教護法をめぐって——

杉 田 菜 穂

目 次

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. はじめに | 4. 感化から教護へ(Ⅱ) |
| 2. 「少年教護法」前史 | 5. 「少年教護法」の形成 |
| 3. 感化から教護へ(Ⅰ) | 6. むすびにかえて |

1. はじめに

今日の少子化を背景とする社会動向をみれば明らかなように、児童や女性を対象とした政策の発展は、どうしても人口状況に左右されることになる。日本で出生率の低下が議論されるようになったのは1990年代に至ってのことであり、「1.57 ショック」を契機にそれが問題として定着して以降、児童や女性を重視した政策の拡充が進められてきた。とくに、児童を対象とする政策に関していえば、この間児童福祉法改正（1997年、2000年）や児童虐待防止法成立（2000年）といった動きが相次いでみられた。

ところで、本稿で取り上げる少年教護法（1933年）は、現在の「児童自立支援施設」の系譜に連なる「少年教護院」の枠組みを定めた法律である。あえて戦前まで遡って本法を取り上げる意義については行論上明らかになるとして、当施設は不良行為を為した、あるいは為すおそれのある児童を処遇する施設である。それは、感化法→少年教護法→児童福祉法とそれを規定する法律との関わりで、「感化院→少年教護院→教護院→児童自立支援施設」と名称を変えて今日に至っており、その起源は1900年の感化法成立にまで遡ることになる。こうした流れのな

[キー・ワーズ]

感化法、少年教護法、児童虐待防止法、優生、優境

- * 本稿作成にあたっては、指導教員である玉井金五先生、レフェリーをはじめとする多くの方々から貴重なご助言を賜りました。記して感謝いたします。
- * 本稿は、社会政策学会第117回大会（2008年10月）で報告した内容をもとに加筆・修正したものである。引用・論述にさいしては、今日の人権の視点からみて不適切な用語・表現であっても、当時の思想・社会を少しでもありのまま描き出すため、そのままの形で用いている。また、旧字体が含まれる引用に際しては、一部修正を施した。

かで、とりわけ戦前の感化及び教護事業の史的展開をめぐっては、既にいくつか先行研究が存在する。代表的なものとして、田中亚紀子によるその史的過程を追究するもの、佐々木光郎と藤原正範によるその実践をめぐるのが挙げられる¹⁾。田中は、1900年の感化法制定及び1908年の改正感化法から、それが分岐して1922年の少年法に至るまで、つまり「未成年犯罪者」処遇制度が形成・確立される過程を論じている²⁾。また、佐々木と藤原は、戦前の感化・教護事業の展開を、地方の感化院（少年教護院）の事例を中心に紹介している³⁾。

これまで感化（教護）事業史をめぐっては、刑事政策（刑法・少年法）との関わりが主な論点となってきた。しかしながら、本稿が取り立てて問題とする少年教護法（少年教護院）は、感化・教護史において感化法（感化院）の延長、そして戦後児童福祉法（教護院）へと展開する重要な節目として位置づけられ、その前身である感化法に比べて「教育的側面を強め、少なくとも形としては科学的な観点から非行少年への個別的な指導と権利擁護の体制を整備した。理念としては進歩的であり、少年教護は、感化法とは全く異なる段階に入った⁴⁾と評されている。しかも、当事業には児童保護（福祉）の側面があるにもかかわらず、なぜか「社会政策の史的展開」という観点から本法成立の意義を把握した先行研究は皆無に近い。以下で明らかになるように、感化法の改正によって誕生する少年教護法は、児童社会政策の史的展開においてもまた重要な意義を持ったといえるのである。

本稿は少年教護法の形成に焦点を絞って論じるとはいえ、それが感化法に起源を有するものである以上、その史的展開を無視しての議論はありえない。したがって、次節ではまず先行研究に依拠する形で少年教護法の成立前史を把握するところからはじめよう。また、社会政策史における本法の意義を考えるにさいしては、それと同年の1933年に成立している児童虐待防止法との関わりを無視できない。そのため、児童虐待防止法の形成をめぐっては筆者が既に論じてきたことにも触れる形で、本題である少年教護法をめぐるとの接点を探ることになるだろう。

1) その他、杉山博昭「山口県立育成成学校の理念について——少年教護法制定まで——」『中国四国社会福祉史研究』2003年、同「少年教護法の実施過程」『純心人文研究』第9号、2003年、等がある。

2) 田中亚紀子『近代日本の未成年者処遇制度——感化法が目指したもの——』大阪大学出版会、2005年。

3) 佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』春風社、2000年。

4) 杉山、前掲論文、1頁。一方、先の佐々木は「少年教護法のもとで発足した少年教護院は、その発展・充実をみる時、ちょうどわが国が日中・太平洋戦争へと突き進む時代と一致したことは不幸なできごとでもあった。だからといって、少年教護院の残した歴史は『軍国的な色彩の強い教護実践』であったと、あっさりと意味のないことであったと捨てるわけにはいかない」（佐々木・藤原、前掲書、363-364頁。）と述べているが、まさに戦時人口政策の影響を受ける以前にこそ、本法成立の本当の意味を読み取るべきであろう。なお、佐々木は少年教護院での実践史をめぐって以下のような時期区分を行っている。第Ⅰ期：子どもに対する新しい教育養護の模索と試行の時期（1934年ころから1938年ころ）、第Ⅱ期：時局、国策に影響を受け、それに応じる教護へと変容した戦時体制の時期（1938年ころから1945年）、第Ⅲ期：終戦直後における浮浪児対策に追われた時期（1945年から1947年末まで）（同、364頁。）

2. 「少年教護法」前史

上述したように、感化法が改正・改称されて1933年に成立するのが少年教護法である。先に取り上げた先行研究のなかで、田中の研究は感化法の形成及び展開について、それが1922年の少年法制定によって転機を迎えるところまでの時期を対象に考察を行っている。本稿の主題は、その対象とする時期からしてちょうど少年法以降にあたるので、田中の研究を中心に、少年法以前の状況をまず把握しておこう。

明治期からの児童一般に対する国家の施策をみると、何よりも教育を中心とした関与がみられた。1900年に義務教育の国庫負担が定められて以降、1902年には小学校就学率が90%、1909年には98%に達しており、統計上は1910年頃に義務教育の普及が100%に近づいたとされている。とはいえ、その枠からはみ出るものとして孤児・未成年労働者・未成年犯罪者・不良少年等が存在していた⁵⁾。それらの「特殊な」ケースに対して社会政策的な対処が試みられ、そのうち「未成年犯罪者」及び「不良少年」の処遇を定めた法律として1900年に成立したのが感化法であった。

感化法は、「地方長官において満8歳以上16歳未満の者に対する適當の親権を行ふ者若は適當の後見人なくして遊蕩又は乞丐を為し若は悪交ありと認めたる者」「懲治場留置の言渡しを受けたる幼者」「裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者」を感化院に収容し、適當な教育を施すことを定めていた。それ以前でいえば1880年制定の刑法において「未成年者の刑事責任能力」が規定されていたが、その理解及び適用には多くの問題が存在していたといわれている。そうしたなかで本法の成立を促したのが明治20年代の監獄改良運動であり、それは「懲治処分対象者」や「不良少年」といった将来犯罪を犯すおそれがあると見なされた者、不良行為の程度がより軽い者が犯罪者となることを事前に防止することこそが、一般社会を犯罪から守るために必要であると訴えるものであった。

そのような経緯で出来た感化法に基づく公立感化院は、「内務省地方局の監督を受けることになり、民間感化院とともに、『未成年犯罪者』そのものというよりもむしろ未だ犯罪を犯していないものの、犯罪を犯すおそれがあると見なされた『不良少年』、また孤児ならびに貧児といった適當な親権を行う者を欠いた未成年者を主たる対象とし、彼らに義務教育程度の教育と、自立に必要な職業訓練および適切な生活習慣を身につけさせることを処遇内容としていた。』⁶⁾とはいえ、実際の運用は「産み捨て同然の死産法」と批判されるほど、児童保護と刑事政策の目

5) 「未成年労働者」「未成年犯罪者」等の用語は田中の研究に依拠している。ここでいう「未成年」は今日的な20歳未満の者を指すものではないことが断られている。(田中、前掲書、11-13頁。)なお、本稿で用いる「少年」「児童」という言葉をめぐっても、関連する法律によって定義が異なるため一貫した整理を行うことができない。

6) 同上書、187頁。

のが混在した状態で不良行為をなした未成年者一般の処遇が行われていたといわれている。

それが転機を迎えるのは、1907年の刑法制定及びそれを受けての感化法の改正（1908年）であった。ここでは、懲治処分規定の廃止や未成年犯罪者に対する裁判手続きの重視が定められた。つまり、それまで不良行為を為した未成年者として、児童保護ならびに刑事政策の目的が混在した状態で両者の対象となっていた「未成年犯罪者」が犯罪者ではない「不良少年」と切り離されることで、「犯罪者」という側面が強調されることになった。それは、両者を刑事政策と児童保護のそれぞれの対象者として二分することで、その後の区別がなされていく契機を意味したのである⁷⁾。

さらに、その流れを決定づけたのが、1922年の少年法制定である。ここにおいて司法省は、感化法対象者のうち「未成年犯罪者」を刑事司法に組み込むことによって、いまだ十分に分化されていたとはいえなかった「未成年犯罪者」と「不良少年」を刑事政策と児童保護のそれぞれの対象者という形で分離した。このような一連の経過によって、不良行為をなした未成年者一般の処遇は、大正期に至って「未成年犯罪者」は司法省、「不良少年」は内務省というように、刑事政策と社会政策の間での分担が成立することになったのである⁸⁾。ちなみに、図表1をみると、感化法は刑事政策の動向によってその存在が規定されたため、刑法や少年法の成立に伴って改正がなされていったことがわかる。

図表1 感化院の枠組み（対象者）——法文上の変化

1900年 感化法	第五条 感化院には左（下一引用者）の各号の一に該当する者を入院せしむ 一 地方長官に於て満八歳以上一六歳未満の者之に対する適當の親権を行ふ者若は適當の後見人なくして遊蕩又は乞丐を為し若は悪交ありと認めたる者 二 懲治場留置の言渡を受けたる幼者 三 裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者
1908年 感化法改正 （刑法改正に伴う）	第五条 感化院には左（下一引用者）の各号の一に該当する者を入院せしむ 一 満八歳以上十八歳未満の者にして不良行為を為し又は不良行為を為すの虞あり且適當に親権を行ふものなく地方長官に於て入院を必要と認めたる者 二 十八歳未満の者にして親権者又は後見人より入院を出願し地方長官に於て其の必要を認めたる者 三 裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者

7) 同上書，188頁。

8) 同上書，189頁。

1922年 感化法改正 (少年法成立に伴う)	第五条 感化院には左(下一引用者)の各号の一に該当する者を入院せしむ 一 満八歳以上十八歳未満の者にして不良行為を為し又は不良行為を為すの虞あり且適当に親権を行ふものなく地方長官に於て入院を必要と認めたる者 二 十八歳未満の者にして親権者又は後見人より入院を出願し地方長官に於て其の必要を認めたる者 三 裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者 四 少年審判所より送致せられたる者
---------------------------	--

(佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』春風社、2000年、8-9頁、をもとに筆者作成。)

このようにみると、1922年は感化法及び少年法の史的展開において重大な転機であり、それがひとつの帰着点でもあることがわかる。また、今日における未成年者問題を考えるにおいても、戦後の児童福祉法の原点として重要な意義を持つ。とはいえ、これまで取り上げてきた論点、すなわち司法との関係から離れて社会政策の史的展開という観点からみたとき、1933年の少年教護法として結実する感化法の1922年以降の経過こそが、実に興味深い考察の対象となるのである⁹⁾。それを示唆するのが、先にも触れたように少年教護法が成立する同年に、「(親と切り離れた)子どもの権利」を実現するという意味で日本における児童社会政策の起点ともいべき「児童虐待防止法」が成立しているということである。

児童虐待防止法の形成については、それ以前の児童保護をめぐる一連の動きとの関わりで既に論じてきている¹⁰⁾。そこで明らかにしたように、当法の成立に先行する1920年代は、戦前の児童保護政策の形成及び展開をめぐる実に重要な時期であった。というのも、その間児童権論をはじめ児童保護をめぐる議論が活発に展開されるとともに、国レベルの社会政策に先行する形で、都市をはじめ地域レベルで児童保護施策の展開がみられていたからである。さらに1920年代後半を通じては、児童保護事業が「国民の質」の改善を目的とするものとして人口と結びつけられることで、そこに児童を対象とする政策の積極的な意義が一層見出されていった。

こうした児童虐待防止法との関わりについては改めて後に言及するとして、本題である少年教護法をめぐる議論へと、まずは話を進めよう。本法は、その成立までの経緯について以下のように語られている。

9) 戦前の感化・教護の実践史である佐々木・藤原の研究は、感化・教護事業を刑事政策との関わりにおいてだけでなく、社会福祉史や教育史における位置付けといった視点をも提起している。(佐々木・藤原、前掲書。)また、その対象とする時期も少年教護法制定後にもまで及ぶ。とはいえ、本研究は感化・教護の実践史であり、政策史を論じる本稿との接点は限られている。

10) 拙稿「日本における児童権論の展開と社会政策——1933年児童虐待防止法を見据えて——」『経済学雑誌』第108巻4号、2008年、及び「人口問題と児童対策——1920年代の日本の状況を中心に——」同第109巻1号、2008年。

「感化法は明治33年に制定せられ、其の後明治41年及び大正11年の両度改正が行はれたが、是等の改正は何れも新刑法及少年法の実施に際し、是等法律と感化法との関係を調整すべく行はれたのであつて、不良児童に対する教育保護制度の本質的立場から行はれたものではなかつた。従つて創始以来30余年を経過し、其の間感化法には前後2回の改正があつたとは謂ひながら感化制度そのものに就いては大して改正せらるる所もなく、而も一方社会事情の変遷は全く其の舊態を留めず、所謂児童不良化の誘因たるべき各種の事象は愈々多様複雑を極め又不良児童に対する取扱も単に治療的若は対症的手段にとまらずして進んで予防的、抜本的方策を重んじ社会的保護並に教育の原則に立つて院内保護教育機関の制度と共に観察保護の制度が要求せらるるに至り感化法の不備欠陥漸く朝野の問題となり之が整備充実を要望する声次第に高く、政府に於いても夙に此の問題の調査研究を為し既に大正15年内務大臣より社会事業調査会に対し感化法改正に関し諮問あり、爾來之が改正の実現に努めつつあつたのであるが、偶々第64回帝国議会上に於いて所謂議員提出案として少年教護法が現れ、貴衆両院に於いて夫々修正を受けたが結局両院の協賛を経て同法の制定公布となり、次いで之が施行の準備成つて愈々昭和9年10月10日より実施せらるることとなつたのである。(下線—引用者)¹¹⁾

1926年にその検討がはじまつたとされる本法成立に至る過程は、先に触れた児童保護をめぐる議論が、人口の〈質〉をめぐる議論と関わりを持ち、それが強化されていく時期と見事に重なっている。そのことを踏まえて、以下では「不良少年」に対象を特化した感化法が少年教護法へと展開する過程をみていくが、そのさい「一般社会を犯罪から防御する」という感化法の当初の目的に何らかの変化が見られたのかということに、とりわけ注意を払いたい。

3. 感化から教護へ (I)

まず、感化法改正に向けた本格的な取り組みの起点である1926年の諮問「感化法改正に関する件」の内容、及びそれを受けての議事経過をみると、資料1の通りである¹²⁾。

資料1 諮問 感化法改正に関する件

感化法改正ニ関する件

イ 議案

諮問第四号

社会事業調査会

不良少年漸増ノ現況ニ鑑ミ感化法改正の要アリト認ム之ニ関シ其ノ意ヲ求ム

大正十五年九月二九日

内務大臣 浜口 雄 幸

説明

近時社会状態の変化に伴ひ不良少年漸次増加の傾向にあるに拘らず、感化事業の現況は現行感化法

11) 日本少年教護協会編『少年教護法の解説』、1934年、1-2頁。本協会は、少年教護法の成立を受けて1934年4月に組織された。

12) 同年10月には内務省社会局社会部から『感化事業に関する統計』が出されており、感化事業及び不良少年に関する統計(1 大正13年に於ける施設、経費、職員及在院生の数、2 生徒の移動状況、3 現在生の入院当時に於ける年齢及公私生、4 調査時に於ける現在の年齢、5 現在生の入院当時に於ける教育の程度、6 現在生の入院当時に於ける保護者との関係、7 成績良好退院生の方途及在院期間、8 委託先の職業並に委託生の年齢、9 自大正3年至同13年 感化施設概況(大正4年及同10年を欠く))が載せられている。そこにも、感化法の改正に向けての動きを読み取ることができる。

の不備に伴ひ少年保護の普及徹底を期すること困難なるものあり依て現行法を適当に改正し入院前の早期発見、院内、院外に於ける教護保護の充実、私設感化院の監督助成、各種社会事業との連絡等に付ても其の方法を確立するの緊要なるを認む之等に関し各位の意見を求む。

ロ 議事経過

大正十五年九月二十九日第二回社会事業調査会に於いて内務大臣より感化法改正に関する件に付諮問（諮問第四号）あり。守屋社会部長より提案の趣旨を説明し、一二委員より不良児童及び感化院の現況等に付簡単なる質問ありたる後、特別委員を設けて審議するを適当と認め、浜口会長より有馬、添田、二荒、内ヶ崎、穂積、末弘、富田、潮の八氏を特別委員に指名し、同委員は有馬委員を特別委員長に推挙したり。尚本諮問案に関し十月十二日附を以て検事司法書記官岸村通世、留岡幸助両氏を臨時委員として任命されたり。

特別委員会は直に審議に着手し大正十五年十月十四日、十月二十七日、十一月四日、十一月二十二日及十一月二十七日の五回に亘り開催し尚十月十九日には各特別委員は東京市少年保護所東京市養育院感化部井の頭学校及多摩少年院の实地視察を行ひたり。

第一回特別委員会に於ては先づ不良児童保護に関する現行制度に付調査することとし富田幹事よりは感化法の施行状況に付又岸村委員よりは少年法及矯正院法の内容等に付説明あり。之等に対し各委員よりは感化院と矯正院との区別児童保護機関等に関し種々意見ありたり。

次に第二回及第三回特別委員会に於ては不良児童保護に関する實際家の説明を聴取することとし植田少年審判所長、太田多摩少年院長、菊池国立感化院長、後藤警視庁警部、留岡家庭学校長及熊谷社会局技師に依頼して夫々専門的の説明を得後感化法改正に関する幹事案の提出あり。富田幹事より之が説明あり。之を参考案として審議することとしたり。

更に第四回及第五回特別委員会に於ては前回に引き続き逐条的質問に入り各委員よりは児童鑑別所設置の必要なきや、社会事業に関する各種委員制度を統一するの必要なきや、代用感化院は従来通り之を認むるを可とせずや、国家感化院は現状を以て不足にあらずや、警察留置場は改善の必要なきや、感化事業に監察制度を設けては如何、私立感化院に対し免税の特権を与ふるの必要なきや等に付意見あり。之等に対しては夫々長岡長官守屋社会部長富田幹事より夫々答弁あり。結局幹事提出の原案と各幹事の意見とを参酌し、改正感化法案要綱に、五項に亘る希望条項を附して決議したり。

右（上一引用者）の如く特別委員会は感化法改正に関する成案を得たるを以て、昭和二年六月十八日開催の第三回社会事業調査会に有馬委員より之が報告を為したる所、満場一致特別委員会の決定したる左の改正感化法案要綱に希望条項を附して可決し、之を内務大臣に答申せり。

改正感化法案要綱（昭和二年六月一八日 第三回社会事業調査会に於て決議）

- 一、感化院は国立、道府県立の外団体又は私人之を設置し得ること
- 二、国立感化院は内務大臣之を管理すること
- 三、北海道及府県には感化院を設置すること
前項感化院の設置及廃止に関し必要な事項は命令を以て之を定むること
- 四、道府県立感化院は地方長官之を管理すること
- 五、団体亦は私人にして感化院を設置又は廃止せむとするときは命令の定むる所に依り地方長官の認可を受けしむること
- 六、道府県には児童保護員を設置すること
児童保護員は名誉職とすること但し特に必要ある場合に於ては有給と為すことを得ること
児童保護員は感化事務に付地方長官を補助すること
- 七、児童保護員の選任職務執行其の他必要な事項は命令を以て之を定むること
- 八、名誉職児童保護員には命令の定むる所に依り職務の為要する費用及勤務に相当する報酬を給することを得ること
- 九、本法に依る感化は左（下一引用者）の各号の一に該当する者に付之を行ふこと

- (1) 14歳未満のものにして不良行為を為し又は不良行為を為すの所あり且つ適当に親権又は後見を行ふ者なく地方長官に於て感化の必要を認めたる者
 - (2) 18歳未満の者にして親権者又は後見人より感化を出願し地方長官に於て其必要を認めたる者
 - (3) 少年審判所より感化院に送致せられたる者
- 十、第9に掲ぐる者にして左（下一引用者）の各号の一に該当するときは内務大臣之を国立感化院に入院せしむることを得ること
- (1) 性状特に不良なるもの
 - (2) 前号に該当せずと雖内務大臣に於て特に入院の必要ありと認めたる時
- 十一、第9の各号の一に該当する者あるときは地方長官は左（下一引用者）の処分を為すべきこと、但し少年審判所より送致せられたる者に対しては第二号及第三号の処分を為す限に在らざること
- (1) 道府県立感化院に入院を命ずること
 - (2) 認可を受けたる感化院其他適当なる団体又は私人に委託すること
 - (3) 児童保護員の監督に付すること
- 前項第二号及第三号の処分は併せ之を為すことを得ること
地方長官は道府県立感化院長又は児童保護員の具申に依り前二項の処分を取消し又は変更することを得ること
- 十二、第十又は第十一に依る内務大臣又は地方長官の処分は満二十歳を超えて之を継続することを得ざること
- 十三、感化院長は内務大臣又は地方長官の命令又は委託による在院者に付其の許可を受け条件を指定し仮に之を退院せしむることを得ること
感化院長は仮退院者指定の条件に違背したるときは内務大臣又は地方長官の許可を受け之を復員せしむることを得ること
- 十四、行政庁学校長又は児童保護員第九第一号に該当する者ありと認めたるときは之を地方長官に具申すべきこと
- 十五、地方長官国立感化院に入院せしむべき者と認めたる時は之を内務大臣に具申すべきこと
- 十六、行政庁必要ありと認めたるときは第九第一号又は第二号に該当する者に付内務大臣又は地方長官の処分決定に至る迄感化院其他適当なる団体又は私人をして一時保護を為さしむることを得ること
第九条第一号に該当する者に付ては前項処分の外仮に之を留置するを得ること、留置の期間は五日を越ゆることを得ざること
- 十七、感化院長は在院者及仮退院者に対し親権又は後見を行ふこと
在院者の父母又は後見人は在院者及仮退院者に対し親権又は後見を行ふことを得ざること
第九条第二号に該当する者の財産の管理に関しては前二項の規定を適用せざること
- 十八、感化院長は命令の定むる所に依り在院者に対し必要なる検束を加ふることを得ること
- 十九、内務大臣又は地方長官は扶養義務者より在院委託及一時保護に要したる費用の全部又は一部を徴収することを得ること
前項の費用を指定の期限内に納付せざる者あるときは国税滞納処分の例に依り処分することを得ること
- 二十、第十第十一及第十三の処分を受けた者の親族又は後見人は処分の取消又は変更を内務大臣又は地方長官に出願するを得ること
- 二十一、第九条第一号に該当する者に対する第十又は第十一の処分又は第十九第二項の処分に不服ある者及第二十の出願を許可せられざる者は訴願を提起することを得ること

- 二十二、同府県立感化院児童保護員委託及一時保護に関する費用は北海道地方費及府県の負担とすること
前項一時保護に関する費用は所在地市町村費を以て一時之を繰替ふること
- 二十三、国庫は道府県の支出に対し勅令の定むる所に依り六分の一乃至二分の一を補助すること、第五に依り認可を受けたる感化院の支出に付亦同じきこと
- 二十四、認可を受けたる感化院の校舎、寄宿舎、図書館、作業所及附属建物の敷地並運動場実習用地其他感化教育の用に供する土地に付きは納税義務者の申請に因り地租を免除すること、但し有料借地に付きは此限に非ざること
- 二十五、地方長官は認可を受けたる感化院を監督し此が為必要な命令を發し又は処分を為すことを得ること
- 二十六、認可を受けたる感化院認可の条件に違背し又は地方長官の命令若は処分に従はざるときは地方長官は認可を取消すことを得ること
- 二十七、地方長官は感化院長の具申に依り感化院に於て教育を受けたる者の学力を考査し小学校の教科を修めたるものと認定することを得ること
- 二十八、旧感化法第四条の規定に依る代用感化院は本法施行の後五年間仍従前の例に依ることを得ること

希望条項

- 一、改正案に於ける感化処分決定の適正を期する為将来児童の調査及鑑別機関を設置し之をして児童の医学的・心理学的・社会的の調査処分の要否保護方法の審査等を為さしむること
- 一、改正案は児童保護員を原則として名誉職とせるも右（上一引用者）の外之が統制を図る為め必要な道府県に有給機関を設置すること
- 一、感化院と少年法とは密接の関係を有するを以て適當なる方法に依り一層中央地方関係庁の連絡を図ると共に兩者円滑なる運用に付き遺憾なきを期すること
- 一、警察署に於ける児童留置の設備を改善すると共に大都市所在の道府県に付ては可成児童の一時保護を行ふ機関を設置せしむること
- 一、法制の整備に伴ひ国立を初めとし各種感化院施設の充実を図ると共に精神障礙に因る不良児収容の施設を講ずること

(社会事業調査会「感化法改正ニ関スル件」『社会事業調査会報告（第一回）』、1927年。(引用は、社会保障研究所編『日本社会保障前史資料 第5巻』至誠堂、1982年、875-877頁。))

本会に臨時委員として関わった留岡幸助（1864-1934）は、「不良児」の感化教育をめぐって以下のような見解を示した。「子供の悪化は近代における著しい傾向である。子供の悪化は次の時代の国民の悪化である」¹³⁾として、そこに救済の必要を指摘するとともに、農村に比して都会に不良少青年の数が多きことを根拠に、不良少青年を造り出した一因として「社会的境遇」をあげ、「当人又は親や学校のみが責任を負はなければならないといふ道理はなく、社会も亦一部分責任を担ふて然るべきである」¹⁴⁾と主張する。

さらに、「不良少青年の発生の原因之を大ザッパに云ふならば不良少青年の発生する原因は遺伝と境遇である。遺伝と境遇と一所になつて出来ることもあり、遺伝は遺伝、境遇が境遇で互に

13) 留岡幸助「不良児の感化教育について」『社会事業』第9巻第12号、1926年。(引用は、社会保障研究所編、前掲書、1982年、873頁。)

14) 同上書、874頁。

相独立して出来ることもある。然し私が多く取り扱った実験によると、遺伝もあるが、境遇の勢力の偉大であることを強く感ぜずには居られないのである」¹⁵⁾と述べた上で、その環境は家庭と社会の二つに分けることができるとした。つまり、「家庭さへよかつたなら、不良少年は出来ない。仮令良い家庭に不良少年の出来ることがあつても、其れは甚だ稀に見る事実で、不良少年は概して悪い家庭の所産である。他の一つの環境は家庭外の社会である。仮令家庭がよくても社会が悪かつたならば不良少年が出来る。故に社会を善くすることが大切である」¹⁶⁾という。

ここに「不良児」問題に対する社会の責任、さらにはその原因をめぐって遺伝と環境という視点からの分析がみられるが、この発言には当時の優生学の影響を指摘しないわけにはいかない¹⁷⁾。さらに、「子供の悪化は次の時代の国民の悪化である」というのは、明らかに人口の質をめぐる議論である。先に触れたように1920年代後半は、児童保護をめぐる議論に人口の<質>という新たな意味づけがなされた時期であった。この留岡の論考が発表されたのは1926年であり、その内容は児童保護をめぐる論調と見事に響き合っている。さらにその根拠としての優生学との関わりについていえば、「不良児」の原因を追求するにおいて「遺伝」と「環境」という2つの分析視角を提供したところにその影響を認めることができる。留岡は、「不良児」の発生原因として遺伝と境遇（環境）を挙げ、環境がより重要であると訴えていた。このような主張が、「不良少年の早期発見・早期保護の実現」を促すものとして感化法を改正し、少年教護法へ展開するという道筋を切開くことになっていくのである。

4. 感化から教護へ（Ⅱ）

その後、感化法の改正（少年教護法の成立）に向けてさらなる飛躍が見られたのは、1929年に内務省で開かれた第八回「全国感化院長協議会」であった。当会は「感化法の施行せられてより以来漸次各府県に於て、公私の感化院が設立せらるるに至つたが、新しい事業であつたので、政府当局も、感化事業実務者も、共に其の意見を披瀝して、之が振興を図る必要を認め」¹⁸⁾られて組織されたもので、第八回に至るまで以下の日程で開催されていた。

第一回 1910年12月1-3日

第二回 1913年11月3-6日

15) 同上。

16) 同上。

17) これについては、海野幸徳の議論が参考になる。海野は1922年の論考で、社会事業と優生学の関わりを論じている。一般に考えられる様々な境遇に対処する社会事業を「境遇による社会事業」とすれば、その他に「遺伝による社会事業」があるとして、社会事業に「遺伝」と「境遇（環境）」という観点を導入した。（海野幸徳「優生学と社会事業」『人道』第200号、1922年。）この点については、拙稿「人口問題と社会政策——米田庄太郎と海野幸徳——」『経済学雑誌』第108巻1号、2007年、で論じている。

18) 内務省社会局編『感化事業回顧30年』、1930年、100頁。

- 第三回 1917年11月6-8日
- 第四回 1919年5月28-30日
- 第五回 1920年6月7-8日
- 第六回 1922年7月14-15日
- 第七回 1925年5月18-19日
- 第八回 1929年10月21-23日

ここでは各回すべての議題を取り上げることはできないが、第七回（1925年）までと第八回（1929年）の議題には大きな差がみられた。以下に示すように、第七回の議題（資料2）では感化事業の実施上の問題に留まっているのがわかる。

資料2 第七回全国感化院長協議会の議題

1. 入院の出願若は具申ありたる者の一時保護と、調査に必要な設備に関する意見如何
2. 院生に対する調査方法並に其の実施の状況如何
3. 院内に於て必要な職業教育の種類設備並に実施の状況如何
4. 退院者保護上必要な設備並に実施の状況如何

（内務省社会局編『感化事業回顧30年』，1930年，107頁，より引用。）

それに対して第八回（資料3）では、それまでの延長で捉えられる「1. 感化法実施の現況に鑑み改善すべき事項」に加えて「2. 児童教養上適切有効なる方法の実施状況如何」という

資料3 第八回全国感化院長協議会の議題

1. 感化法実施の現況に鑑み、左（下一引用者）の諸点に関し改善すべき事項如何
 - (1) 入院前に於ける一時保護に関する事項
 - (2) 感化処分の補助機関に関する事項
 - (3) 中等学校等との連絡に関する事項
 - (4) 退院後の保護に関する事項
 - (5) 国立感化院との連絡に関する事項
 - (6) 感化院と他の法令との関係に関する事項
2. 児童教養上適切有効なる方法の実施状況如何
 会同者の意見中特に強調せられたるものを挙げれば次の如くである、
 - (1) 感化教育の振興上左（下一引用者）の事項を実施すること
 1. 感化法の改正
 2. 感化児童専任官の設置
 3. 国立感化院の増設
 4. 鑑別所設置普及徹底の奨励
 5. 恩給法の改正
 - (イ) 教育職員待遇職員の勤続年限通算
 - (ロ) 小学校教員と同等の待遇
 6. 感化院職員と同等以上の待遇
 7. 院長俸給国庫支弁
 - (2) 全国不良化児童数の正確なる統計を得る様努力せられたきこと

（内務省社会局編『感化事業回顧30年』，1930年，108頁，より引用。）

議題が加えられており、そのなかで「感化法の改正」も取り上げられている。

このようにみると、「全国感化院長協議会」の第七回と第八回に挟まれた1925～1929年に、感化法を改正するという方向付けが生じたことは明らかであるだけでなく、感化事業をめぐる議論が感化法の実施上の問題から、その改正を含む「児童教養上適切有効な方法の実施」へと展開したことがわかる。それには、先に取り上げた留岡をはじめとする新しい思想が影響しており、1920年代後半を通じて「養育環境の重要性」を根拠に「不良少年の早期発見・早期保護の実現」を訴える主張が、より具体的なものとなっていくのであった。

1930年は感化法発布30年にあたり、それを記念して『感化事業回顧30年』（内務省社会局編）と題する冊子が編まれている。そのなかで、「全国感化院長協議会」の第一回（1910年）から第八回（1929年）に至る間の議題等をめぐる変化が、以下の6つの点として指摘されている。

1. 人道的思想から科学的思想へ

「精神訓育といひ、人道的精神といひ、篤志といふが如き語は、最初の会議等に於ては、殊に著しく用ゐられたが、後には之に加ふるに医学的・心理学的の研究などといふ語が、著しく多く用いられてゐる」¹⁹⁾。

2. 常識的処置から科学的処置へ

「児童を実際に処置教養するに当り、最初は多く教育的常識により、或は一般的常識により、或は親としての常識により、或は司獄的警察的常識によりて之を為せる観を呈したが、後には児童に対する医学的、心理学的、教育学的、社会学的の研究に基き、其の調査鑑別を為すべき必要が叫ばれ、或は児童本位の教育処置が叫ばれるに至った。」²⁰⁾

3. 現実の処置と同時にその原因に遡って究明する傾向

「従来は動もすれば、児童の現状にのみ囚はれて、唯之を如何にすべきかに就いて苦慮した。…（中略—引用者）…今は更に一步を出でて、其の原因を明かにし、予防に留意すると共に、尚一層の努力を其の原因の刈除に用ゐるに至った。」²¹⁾

4. 消極的（「犯罪者の減少を図るといふ」）思想から積極的思想（「純然たる訓育主義」）へ

「最初は、表に感化訓育を唱へつつも、裏には犯罪減少、犯罪防止の観念を抱懐してゐたが、後には次第に之を脱却して不良化の予防、性格の再構成、児童将来の生活の創造といふ考へ方にまで、進み来つてゐる。」²²⁾

5. 混合的状态より総合的状态へ

「最初の協議事項を見れば、稍混然、雜然たる観があるが、後には各種の問題が綜合化され、一種の感化教育型が形成されたやうである。」²³⁾

6. 制度管理の問題より、漸く教育内容の問題へ

「以前は協議事項として掲げられてゐるものを見るに、多くは制度に関するもの、管理に属するもの、経営に属するもので、教育の内容に関する緻密なる問題は多く見当たらない。…（中略—引用者）…近時漸く是等の教育内容問題に就いても要望せられる傾向が現はれて来た。」²⁴⁾

19) 同上書、109頁。

20) 同上書、110頁。

21) 同上。

22) 同上。

23) 同上。

24) 同上書、110-111頁。

同様に、感化法発布30年記念事業の一環として道府県レベルでも記念誌が編まれている。一例として『感化法発布三十年記念』（宮崎県・宮崎県立慎修学校編）では、「感化院の目的とする所は遺伝環境等各種の原因に依って其の性状の不良化したる幼少年者を国家の行政処分に依って強制的に收容し感化善導して未成年期に於て其の精神的欠陥を矯正せんとするに在る」²⁵⁾と感化事業の目的を述べた上で、「不良少年発生の原因と予防法」が以下のようにまとめられている。

「不良少年の発生の原因は概ね左（下一引用者）に述ぶる如きものである。

1. 家庭の無きこと
2. 父母が教育を等閑に附すること
3. 遺伝の悪しきこと
4. 家庭に宗教的、精神的指導感化の欠除せること
5. 家庭の貧困なること
6. 其他環境の不良なること

以上6個の原因をよく観察すれば之が予防対策案も自ら明瞭となるであらう。父母自ら其生活を清く正しくして子女の精神的指導に最善の注意を払ひ萬違算なきを期せねばならぬ²⁶⁾。

これは、明らかに「不良児」が発生する原因究明の科学的研究の流れで提示されたものといえる内容になっている。

また、当時の内務大臣・安達謙藏は、感化事業発布30年に際してのラジオ講演（1930年）で「感化事業は環境や遺伝其他の原因で不良の行ひを為すに至つた者、亦是様な不幸に陥ろうとしてゐる少年の為に、その環境を改めて、之を保護教育しやうとするものであります²⁷⁾と述べた上で、その振興に向けて以下の三点の課題を述べた。

- ① 不良少年を成るべく其の年少の時期に於て之が保護を加える事
- ② 感化院の増加及び施設の充実
- ③ 退院者の保護

そのうち①については、「不良少年は其の性状の不良化するに従つて之を感化することが、益々困難になるものでありますことは疑ない所であります。全国感化院の統計に依りましても、14歳以下の児童の7割は改善の実を挙げて居りますが、14歳以上の者にありましては、それが漸く5割5分に過ぎないのでありまして、明らかに幼い程其の改善率の良好なことを示して居ります²⁸⁾と述べた。ここでは具体的な数値が示されるかたちで、（遺伝より）環境の重視、

25) 宮崎県・宮崎県立慎修学校編『感化法発布三十年記念』、1930年、1頁。

26) 同上書、4頁。

27) 「感化法発布30年に際して」（内務大臣 安達謙藏のラジオ講演）内務省社会局編、前掲書、1930年、139頁。

28) 同上書、140頁。

さらには不良化の早期発見の重要性が唱えられたのである。

『感化事業回顧30年』にはまた、「社会に於て其の始末に窮した不良児にして、感化院収容後、全く改悛して善良な市民として、正業に就いた者の例は実に枚挙に遑がない。その多くの事実の中から特に著しい実例を掲げて、其の片鱗を示すことにする」²⁹⁾として、それまでの感化事業の実績が記されているのでそのうちのいくつかを引用しておこう。

- 関西を股にかけた不良少女団長が今は実業家の良妻として成功（神奈川，横浜家庭学院）

「関西は四国の産，十四の頃から阪神四国等を股にかけ自ら△△団長とて良家の少年を誘拐したり，或は板場嫁ぎや万引を常習とし，或時は警察官に追撃せられ瀬戸内海を泳ぎ回り漁船に助けられし事もあつた。遂に〇〇県立感化院から横浜家庭学園に委託されたが始めは成績が甚だしく不良であつて他の園生を悪化することに努め，常に悪事の主謀者を以て自ら任じてゐた。然るに多年の忍耐は幸に其効を奏して漸次教化の実を挙ぐるやうになり年一八歳の折，教師の媒酌で〇〇市内某実業家に良縁があつて嫁し現在は子供が三人ある。家庭円満に実業も繁昌して人の羨む生活をしてゐる。大正一二年の震災の折家財を悉く失ひ夫婦とも学園に避難したが，努力の結果今や家運も元に復して△△町に自家を建築して益々家業が隆盛に向かつてゐる」³⁰⁾。

- 親兄弟を泣かせた子供，今は大工の棟梁（岐阜，豊富学院）

「実父は愚直，実母は病氣，之に乗じて不良の徒に入りては金品を窃取して，厭くことを知らなかつた三川三蔵は大正五年一二月下旬に入院したが感化の効空しくなく漸次改悛し，大正九年三月末日退院した，爾來叔父の許に於て大工職を見習ひ，次で兵役に復して無事終了し，今は妻を娶つて独立し本院の退院生を世話し，外に兩三人の徒弟を使用し不景気を物ともせず大工の棟梁として敬せられ，平和な生活を営んで居る。本人の生立並に成功を聞知するものが漸く多く其の附近から本院への入院を希望する者は頗る増加したのに徴しても其の成績の如何に佳良であるかを推知するに難くない」³¹⁾。

- MN生の立志伝（東京，家庭学校）

「中国一小都市の産，幼より伶俐，稍長じて放逸，乱暴，意の向ふに委せて狼藉至らざる所がない。親戚故舊は皆『此の町が開けて以来，未だ曾て此の様に仕末に了へない少年はない』と云つてゐた。所が家庭学校に学ぶこと数年にして全く豹変して品行も改まつたので，中等学校に入れて勉学させたならばとの説もあつたが，校長の意見，家庭学校の近來の方針，即ち故なく高等教育の学校生活をさせないで，この種の幼青年には堅実な職業教育を実習せしむるに如かないとて，銅板の寫真版を見習いはしめ，やがて業を卒へ，独立して開業するに至り刻苦奨励，少しも志を改めず，今や盛大なる工場を有し，不景気の今日盛んに業務を営んでゐる。夫故業務も榮え社会的には町の有志に推され，有力人となつた。特に校長の恩義を忘れず，家庭学校に対しては常に感謝の念を表して居る」³²⁾。

- 盜癖改りて家業に勉勵す（大分，循誘学館）

「本人は兩親の間に成育せるも家庭貧困の爲め他家の不在を窺ひ侵入して金銭を窃取し，買食に費

29) 同上書，167頁。

30) 同上書，168頁。

31) 同上書，172-173頁。

32) 同上書，174頁。

消し其れ窃盗件数は数へられない程であつたが、検事局に於ても刑事責任年齢に達しないので不起訴処分に附して居た。大正8年4月本人の齡十一年の時循誘学館に収容したが、其の後館内に於て頻々窃盗をなし、或は無断外出し附近民家に侵入して金銭を窃取し検事局に呼出されたることも数回で、教化上頗る苦心したが大正十一年五月頃に至り、稍改悛の兆を認めたので試に自家に委託した所其の後本人も大に自重心を生じ、農業の傍馬車挽をなし家業に精励し能く両親に仕へ家産を起し、近隣の賞揚を受くる様になつた。而して昭和4年春分家して一家を創立益々家業に勉励してゐる」³³⁾。

以上のように、感化法の改正に向けた本格的な取り組みが始まって以降、その延長で「不良児」が発生する原因の考究が進められ、養育環境の改善をより重視すべきこと、不良化の早期発見に努めるべきこと等が認められるに至った。感化法から少年教護法への展開は、このような流れによつてもたらされたのである。

5. 「少年教護法」の形成

さて、先に引用した少年教護協会の解説にあつたように、少年教護法は第64回帝国議会において荒川五郎（立憲民政党）ほか66名の議員提出案が可決成立したものである。

その背景について、佐々木は日本感化教育会関西支部の展開した運動の影響を指摘し、それが感化法改正（少年教護法制定）の動力であつたと次のように指摘した。「熊野隆治・大阪府立修徳学院、田中藤左右衛門・京都府立淇陽学校、池田千年・兵庫県立農工学校等の近畿地方の感化院長等が中心となつて感化法を改正する運動が起きた。1933年2月、感化法改正期成同盟会が結成された。発起人には、菊池俊晔・武蔵野学院長や武田慎治郎・大阪武田塾主らの名が連なる。その運動の主眼は、『少年の不良化を未然に防止し、不遇少年の撤退的なる教育に依つて、その道徳的陶冶をなす』というものであつた」³⁴⁾。

先に述べたように、1926年から政府レベルでもその本格的な検討が始まっていた。したがつて、改正への志向は本運動と政府レベルの取り組みという両者に支えられて高まっていったといふべきである。それは、本法が結果として議員提出案となつたものの、帝国議会における本法の審議で、政府（内務省）の見解が以下のように述べられていることにも表れている。「感化法はご承知の通り制定せられましてから既に三十年も経過いたして居るやうな状態でありまして、其改正を必要とする現在の世相に鑑みまして、改正を致さなければなるまいと思はれるやうな点がありまするので、是は折角調査いたして居るやうな次第であります、然る所今回此少年教護法案が提出せられたのであります」³⁵⁾。

33) 同上書、177頁。

34) 佐々木・藤原、前掲書、366-367頁。なお、日本感化教育会関西支部に関わる動きについては、藤原正範「感化教育実践と感化法改正運動序説——日本感化教育会関西支部『少年教護時報』の分析——」『日本における社会福祉施設の歴史的研究』（平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))研究成果報告書)、大阪府立大学社会福祉学部内社会福祉施設史研究会、2001年、に詳しい。

35) 桑原洋子・宮城洋一郎編『近代福祉法制大全 11』港の人、2001年、64頁。

政府委員はこう述べた上で、「此教護法の精神と致します所の、趣旨と致します所は感化法の改正に付て、政府に於きまして考究いたして居ります所と大体一致いたして居るのであります」³⁶⁾としている。ここで「大体」と述べているのは、それ以前から議論のあった少年法との関係、いいかえれば司法省との所管上の問題と、少年鑑別所や一時保護施設の設置等に要する経費の問題については、なお考究しなければならない点があったからである³⁷⁾。

さて、政府（内務省）の本法に対する態度を確認したところで、本法案をめぐる議論にもう少し立ち入っておこう。その提出理由について、荒川五郎は以下のように述べている

「少年不良化の問題ですが、現時政府の正確なる調査が出来て居ない為に、確實なることは申すことが出来ませぬけれども、今日全国の不良分子は年々非常に増加し」³⁸⁾ているとその現状を指摘した上で、以下のように主張する。「少年の不良化の原因は、或は家庭、又は社会、それ等の環境から造出されたものでありまして、是等少年の悪化を未然に防止し、又其悪化せる者の教化遷善の仕事は、当に国家の重要な義務でなくてはなりません。」³⁹⁾そして、「少年の不良化を防止する為には、家庭教育を改善振興し、或いは学校外の教護監督の方法を図り、又学校教育も是と共に革新し、更に社会の改善にも力を用いる等、諸種の問題がありますけれども、特に少年の不良化を其初期に発見して、其幼少の時代に於て、早く温情ある教育的方法に依て之を教化することが、最も必要であり、得策であることは申すまでもありませぬ」⁴⁰⁾として、その必要を以下のように説いた。「国家としては之を教育上より見ましても、経済上より見ましても、現行感化法を改正して、初期の不良少年を最も有効的に教護する方面に大に力を用い、そうして現行感化法を根本的に改正したいと企てた次第であります、幸に此案が成立致せば、即ち此案と唇齒輔車の関係にあると言うても宜い少年法と、相一致協力して全般的に社会の廓清改善の目的が達せらるる所少なくないと思うのであります」⁴¹⁾。

なお、先に政府が考究すべき問題とした点である本法と少年法との兼ね合いについては特に慎重な議論が重ねられ、それに関わる条文について衆議院・貴族院でそれぞれ若干の修正が加えられた上で法案の可決に至った⁴²⁾。資料4は、最終的に可決成立した少年教護法の全文である。

36) 同上。

37) 森田によれば、当時内務省当局に感化法改正の十分な気運があったにもかかわらず「内務当局の法案提出作業を阻止するのに決定的であったのが、司法省内に蓄積されていた、感化法に対する処遇及び手続の両面にわたる反撥で」あった。司法当局は親権及自由保障に関する点について内務省の意見と合わないことを理由に、内務省側の度重なる感化法改正案の提出交渉に対して拒絶のサインを出し続けていたという。（森田明『少年法の史的展開——〈鬼面仏心〉の法構造——』信山社、2005年、245頁。）

38) 桑原・宮城編、前掲書、64頁。

39) 同上書、12-13頁。

40) 同上書、13頁。

41) 同上書、14頁。

42) この点については、森田、前掲書、「第5章 昭和8年少年教護法の成立とその周辺」（225-265頁）に詳しい。

資料4 少年教護法

少年教護法（昭和八年五月五日 法律第五十五号）

- 第 一 条 本法に於て少年と称するは十四歳に満たざる者にして不良行為を為し又は不良行為を為す虞ある者を謂ふ
- 第 二 条 北海道及府県は少年教護院を設置すべし
前項少年教護院の数及収容定員は命令を以て之を定む
国は必要の場所に少年教護院を設置す
国立少年教護院には教護事務に従事する職員養成所を附設することを得
- 第 三 条 少年教護院に於ける教護の本旨、教科、設備及職員に関する事項は勅令を以て之を定む
- 第 四 条 少年教護院内に少年鑑別機関を設くることを得
- 第 五 条 道府県の設置する少年教護院及少年鑑別機関は地方長官、国立少年教護院は内務大臣之を管理す
- 第 六 条 道府県は勅令の定むる所に依り少年教護の為少年教護委員を置くべし
- 第 七 条 国道府県に非ざる者本法に令り教護を目的とする少年教護院を設置せんとするときは内務大臣の認可を受くべし
- 第 八 条 地方長官は左記（下記一引用者）各号の一に該当する者あるときは之を少年教護院に入院せしむべし
- 一 少年にして親権又は後見を行ふものなき者
 - 二 少年にして親権者又は後見人より入院の出願ありたる者
 - 三 少年審判所より送致せられたる者
 - 四 裁判所の許可を得て懲戒場に入るべき者
- 第 九 条 内務大臣は前条第一項第一号又は第二号に掲ぐる者左記（下記一引用者）各号の一に該当するときは之を国立少年教護院に入院せしむることを得
- 一 性状特に不良にして地方長官より入院の申請ありたる者
 - 二 前号に該当せずと雖特に入院の必要ありと認めたる者
- 第 十 条 地方長官は第八条第一項第一号又は第二号に該当する在院者を何時においても条件を指定して仮に退院せしむることを得
前項の仮退院者は之を家庭その他適当なる施設に委託し又は少年教護委員の監察に付することを得
仮退院者は之を在院者と見なす
仮退院者にして指定の条件に違背したるときは地方長官は之を復院せしむることを得
- 第 十 一 条 少年の在院期間及観察期間は少年の満二十歳に至る迄とす但し第八条第三号又は第四号に該当する者は此の限に在らず
- 第 十 二 条 内務大臣又は地方長官は在院者に対し教護の目的を達したりと認むるときは之を退院せしむることを得
- 第 十 三 条 学校長、市町村長、少年教護委員又は警察署長第八条第一項第一号に該当する者ありと認むるときは之を地方長官に具申すべし
- 第 十 四 条 地方長官、警察署長又は市町村長必要ありと認むるときは第八条第一項第一号に該当する者の処分決定に至る迄一時保護の為適当なる施設若は家庭に委託することを得仍警察署長に於て特に必要ありと認むときは五日を超えざる期間仮に留置を為すことを得
前項に依り警察署長に於て行ふ留置は他の収容者と分離すべし
- 第 十 五 条 少年教護院長は在院者に対し親権を行ふ但し親権者又は後見人ある者の財産管理に付ては此の限に在らず

- 第 十 六 条 内務大臣又は地方長官は本人又は扶養義務者より在院委託及一時保護に要したる費用の全部又は一部を徴収することを得
前項費用の徴収は必要に応じ納付義務者の居住地又は財産所在地の地方長官又は市町村長に之を囑託することを得
第一項の費用を指定の期間内に納税せざる者あるときは国税徴収法の例に依り処分することを得
- 第 十 七 条 第八条乃至第十条の処分を受けたる者の親族又は後見人は入院後六箇月を経過したる場合其の処分の解除又は変更を内務大臣又は地方長官に出願することを得
- 第 十 八 条 第八条第九条第十条又は第十六条第一項及第三項の処分に不服ある者及前条の出願許可をせられざる者は訴願を提起することを得
- 第 十 九 条 道府県の設置する少年教護院及少年鑑別機関、少年教護委員、一時保護及地方長官の爲したる委託に関する費用は道府県の負担とす
市町村長第十四条の一時保護を爲したるときは其の費用は市町村費を以て一時之を立替ふべし
- 第 二 十 条 国庫は前条第一項の規定に依る道府県の支出に対し勅令の定むる所に依り六分の一乃至二分の一を補助す
第七条の規定に依り認可せられたる少年教護院の支出に付亦前項を適用す
- 第 二 十 一 条 第七条の規定に依り認可を受けたる少年教護院の用に供する土地建物に対しては地方税を課せず但し有料にて之を使用せしめたる者に対しては此の限に在らず
- 第 二 十 二 条 内務大臣及地方長官は第七条の規定に依り認可を受けたる少年教護院を監督し之が爲必要な命令を發し又は処分を爲すことを得
- 第 二 十 三 条 第七条の規定に依り認可せられたる少年教護院本法若は本法に基き發する命令又は認可の条件に違反したるときは内務大臣は認可を取消ことを得
- 第 二 十 四 条 少年教護院長は在院中所定の教科を履修し性行改善したる者に対しては其の退院後に於て尋常小学校の教科を修了したる者と認定することを得但し少年教護院の教科は小学校令に準拠し文部大臣の承認を経ることを要す
前項の認定を受けたる者は他の法令の適用に關しては尋常小学校を卒業したる者と見なす
- 第 二 十 五 条 本法中町村又は町村費とあるは町村制を施行せざる地に在ては之に準ずべきものとす
- 第 二 十 六 条 少年の教護処分に付せられたる事項は之を新聞紙其他の出版物に掲載することを得ず
前項の規定に違反したるときは新聞紙に在りては編集人及發行人其他の出版物に在りて著作者及發行者を三月以下の禁固又は百円以下の罰金に処す

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

感化法は之を廃止す

少年法に依る保護処分の実施せられざる地区に限り第一条の年齢は之を十八歳未満とす

本法施行の際現に存する国立感化院及道府県立感化院は之を本法に依り設置したる少年教護院と見なし其の在院者は之を本法に依り入院せしめられたるものと見なす

本法施行の際現に存する代用感化院は之を第七条の規定に依り認可を受けたる少年教護院と見なし其の在院者にして感化法第五条の規定に依り入院せしめられたるものは之を本法に依り入院せしめられたるものと見なす

本法施行の際道府県立感化院の設置なき道府県は本法施行の日より五年以内に少年教護院を設置することを要す

6. むすびにかえて

感化法成立（1900年）の背景には、当時不良少年の増加が問題視されたことがあった。それ以降、少年法成立（1922年）までの感化事業は、再犯の減少・犯罪の予防を主な目的に、刑事政策と社会（児童保護）政策の両者と関わりをもつものとして展開してきた。つまり、少年教護法成立に至るまでの1907年と1922年の感化法改正は、それぞれ刑事政策である刑法と少年法とのかかわりでなされており、その経緯からすれば、1922年に至るまでの感化法制は刑事政策に引きずられる形で展開したといえなくもないのである（図表2、参照）。

図表2 感化法の展開—刑事政策との関わり

感化政策と刑事政策の展開	
1880年	「刑法」公布
1900年	「感化法」公布
1907年	「改正刑法」公布
1908年	「感化法の一部を改正する法律」公布
1922年	「未成年者飲酒禁止法」公布 「少年法」公布 「矯正院法」公布 「感化法中改正法律」公布 「改正刑事訴訟法」公布
1933年	「少年教護法」公布

（小林英義『児童自立支援施設のエデュケーション——教護院からの系譜——』ミネルヴァ書房、2006年、年表（188-199頁）、をもとに筆者作成。）

それに対して、少年法の成立によって両者が切り離されて以降、社会政策的見地からの不良少年の問題に取り組みとして、感化法の改正に向けた本格的な検討が始まることになった。本稿で取り上げた1926年に始まる少年教護法成立までの過程は、時期的にちょうど児童保護事業に人口の〈質〉の問題が結びつけられ、それが強化されていったときである。2節で取り上げたように、感化法改正の検討が始まって間もない1927年の『社会事業調査会報告（第2回）』において、児童保護事業が「国民の質の改善を目的とするものにして、人口の量の問題解決と混同すべきに非ざるや論なし」と明記されるに至っている。この文脈で感化事業にも人口の〈質〉という観点が注入され、その積極的な意義が見出されていったのである。

感化法から少年教護法への改正及び改称には、本法の目的が（刑事政策との関わりで）「犯罪の予防」から（人口政策との関わりで）「国民の質の改善」へ拡大したことを認めることができる。また、その目的のために、「不良児」が発生する原因として「（養育）環境」の重要性が訴えられたことが大きい。すなわち、感化法の改正に向けた議論と並行して、先に取り上げた留岡の議論をはじめ「不良児」が発生する原因をめぐる科学的考察が進められていたので

あった。「遺伝と境遇（環境）」という観点から「不良児」を分析することで環境の重要性が指摘され、それが児童養育に対する社会の責任、さらにはその延長として「不良化の早期発見・早期保護」が謳われるに至ったのである。このようにみれば、本法との絡みで児童社会政策の起点ともいふべき児童虐待防止法の成立も併せて視野に収めるという見方も不可欠となる。資料5に示したように、少年教護法案と児童虐待防止法案の審議は並行して進められており、両法の議事日程は見事にクロスしている。児童虐待防止法案は政府提出であったが、その審議過程で少年教護法案提出者の荒川は、以下のように述べていた。「此委員会（少年教護法案委員会一引用者）は少年教護法から少年の飲酒制限といふやうに、子供を主とした部会で、遂に

資料5 少年教護法案と児童虐待防止法案の議事日程

少年教護法案	児童虐待防止法案
衆議院	衆議院
昭和7年12月27日 荒川五郎（立憲民政党）ほか66名提出	昭和8年3月10日 政府提出
昭和8年1月28日 議事日程第6 少年教護法案第1読会	昭和8年3月11日 議事日程第9 児童虐待防止法案 第1読会
* 提出者荒川五郎（立憲民主党）が法案提出の趣旨説明。委員の決定。	* 国務大臣山本達雄（内務大臣／男爵）が法案提出の趣旨説明。法案を付託すべき委員の選挙。
昭和8年1月28日 少年教護法案委員会 委員会成立	昭和8年3月13日 少年教護法案委員会 会議第15回
* 議長の名により、委員選定。	* 政府委員丹羽七郎（社会局長官）が法案提出の趣旨説明。
昭和8年1月30日 同委員会 委員長および理事互選	昭和8年3月14日 同委員会 会議第16回
* 委員長に牧野賤男（立憲政友会）、理事に蔭山貞吉（立憲政友会）、松田正一（立憲民政党）、鈴木安孝を指名。	昭和8年3月18日 同委員会 会議第17回
昭和8年2月1日 同委員会 会議第1回	* 中野勇治郎（立憲政友会）が提出した修正案に、山根儀重（立憲民政党）の希望条項をつけて可決。
* 提出者荒川五郎（立憲民政党）が法案提出の趣旨説明。	昭和8年3月18日 議事 児童虐待防止法案 第1読会の続（委員長報告）
昭和8年2月17日 同委員会 会議第2回	* 委員長牧野賤男（立憲政友会）が委員会報告。第1読会終了。第2読会がひらかれ、修正案可決（第3読会省略）。
昭和8年2月20日 同委員会 会議第3回	
昭和8年2月22日 同委員会 会議第4回	
* 国務大臣小山松吉（司法大臣／勅撰）が司法省の見解を説明する。	
昭和8年3月2日 同委員会 会議第8回	
* 法案を逐条別に審議。小委員会をひらき、修正案を作成することが決定。	
昭和8年3月6日 同委員会 会議第10回	
* 小委員会が修正案提出。	
昭和8年3月7日 同委員会 会議第11回	
* 修正案可決	
昭和8年3月9日 議事日程第28 少年教護法案	

第1読会の続(委員長報告)

- * 委員長牧野賤男(立憲政友会)による委員会報告。第1読会の終了。第2読会がひらかれ、修正案可決(第3読会省略)。

貴族院

昭和8年3月10日 議事日程第12 少年教護法案 第1読会

- * 法案は六大都市二特別市制実施二関する法律案外二件の特別委員会に併託されることが決定。

昭和8年3月20日 六大都市二特別市制実施二関する法律案特別委員会 会議第2回

- * 政府委員丹羽七郎(社会局長官)が政府の見解を説明する。

昭和8年3月22日 同特別委員会 会議第3回

- * 国務大臣小山松吉(司法大臣/勅撰)が司法省の見解を説明する

昭和8年3月23日 同特別委員会 会議第4回

- * 国務大臣小山松吉(司法大臣/勅撰)が司法省、政府委員丹羽七郎(社会局長官)が内務省の見解を説明する。

昭和8年3月24日 同特別委員会 会議第5回

- * 懇談会での質疑応答のため速記録は中止させられ、審議内容は不明。

昭和8年3月25日 同特別委員会 会議第6回

- * 岡喜七郎(勅撰)が修正案を提出。修正案可決。

昭和8年3月25日 議事 少年教護法案 第1読会の続(委員長報告)

- * 議事日程にはのぼっていなかったが、委員長大久保利武(侯爵)が日程変更の動議を出し、委員会修正案を提出。大久保利武が委員会報告。第1読会終了。第2読会、第3読会がひらかれ、委員会修正案可決。

衆議院

昭和8年3月25日 議事 少年教護法案(貴族院修正案)

- * 議事日程にはのぼっていなかったが変更して、貴族院から回付された少年教護法案(貴族院修正案)が議題となる。採択して、貴族院修正案可決。

昭和8年5月5日公布 少年教護法 法律55号

貴族院

昭和8年3月20日 議事日程第4 児童虐待防止法案 第1読会

- * 政府委員齋藤隆夫(内務政務次官)が法案の趣旨説明。特別委員の決定。

昭和8年3月20日 六大都市二特別市制実施二関する法律案特別委員会 会議第2回

- * 政府委員丹羽七郎(社会局長官)が政府の見解を説明する。

昭和8年3月22日 児童虐待防止法案特別委員会 会議第1回

- * 政府委員丹羽七郎(社会局長官)が法案の趣旨説明。

昭和8年3月23日 同特別委員会 会議第2回

- * 衆議院修正案に、付帯決議を加えて可決。

昭和8年3月24日 議事日程第10 第1読会の続(委員長報告)

- * 委員長金杉英五郎(勅撰)が委員会報告。第1読会終了。第2読会、第3読会がひらかれ、委員会報告どおり可決。

昭和8年4月1日公布 児童虐待防止法 法律40号

は産婆の規制まで入れて、産まれぬ先のこと迄、小さい方へと向いて来て居った（助産師法案・産師法案も本委員会の付託議案であった—引用者）のでありますが、此法案（児童虐待防止法案—引用者）は児童の保護と云ふのでありまして、子供の法律のやうであるが、実は不良老年を取り締らうと云ふ、少年の保護にあらずして老年の取締であるのでありますけれども、児童なり少年なりに一点温き国家の同情を下せられると云ふ点に於ては、是迄の諸案と其旨を一にして居りますので、此案をここ迄進行せられたのは、私共も敬意を表するのであります⁴³⁾（資料5参照、昭和8年3月13日）。

ここで「児童なり少年なりに一点温き国家の同情を下せられる」ものとして括られているように、少年教護法と児童虐待防止法は両者の一つとして児童保護事業をより「児童の権利重視の方向」へ向けたものとして把握することができる。もっとも、そうした検討が本格的に始められた時期は、前者が1931年（諮問第7号「児童虐待に関する件」）であるのに対して後者は1926年（諮問第4号「感化法改正に関する件」）と、実は少年教護法の方が先行していた。だとすれば、児童虐待防止法の成立には、「不良児」発生の原因をめぐる研究、さらには少年教護法制定を訴える根拠として強調されていた「少年の不良化を初期に発見し、それに対して適当な処置を講じること」の影響を視野に入れるべきであろう。すなわち、遺伝と境遇（環境）をめぐる議論から導き出された「境遇の重要性」は、社会政策の見地から不良少年の問題に取り組む意義をもたらすとともに、それが少年教護法をめぐる議論から児童虐待防止法の議論へと引き継がれることで「親権の制限」をもたらす児童虐待防止法が成立したと考えることができるのである。

少年教護法も児童虐待防止法も、戦時下を経て戦後には児童福祉法へと吸収される形で一旦姿を消している。そのこともあって、戦前にこれらの法律が制定されていたことすら知られていない。ましてや、これらの法律が人口問題（人口の〈質〉の問題）との絡みで議論され成立に至ったことについてはなおさらのことである。とはいえ、この人口問題と児童政策の結びつきは、今日の児童政策をめぐる動きに示唆的な内容を含んでいる。すなわち、冒頭で触れたように1990年代以降の少子化問題を背景に、2000年には児童虐待防止法が（再び）制定された。少年教護法に関してはそれ自体が復活するということはなかったが、1997年の児童福祉法改正により教護院から児童自立支援施設への改称及びその対象の拡大というべき条文改正がなされている。

1948年の児童福祉法において（少年教護院が改称された）「教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする」（第四十四条）と位置づけられていたが、1997年の児童福祉法改正に伴って、それが児童自立支援施設に改称されるとともに、「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及

43) 桑原・宮城編、前掲書、111頁。

び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設とする」と規定されている。これらの事実を考慮すれば、本稿はあくまで戦前をめぐる議論であるとはいえ、近年の少子化を背景とする児童政策の原点が有する重要性を浮き彫りにしているといえよう。

【参 考 文 献】

- 管賀江留郎『戦前の少年犯罪』築地書館、2007年。
- 桑原洋子・宮城洋一郎編『近代福祉法制大全 11』港の人、2001年。
- 『近代社会福祉法令帝国議会の記録と法令改廃一覧』港の人、2001年。
- 小林英義『児童自立支援施設の教育保障——教護院からの系譜——』ミネルヴァ書房、2006年。
- 佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』春風社、2000年。
- 首藤美香子『近代的育児観への転換——啓蒙家三田谷啓と1920年代——』勁草書房、2004年。
- 重松一義『少年法の思想と発展』信山社、2002年。
- 杉原 薫・玉井金五編『【増補版】大正・大阪・スラム』新評論、1996年。
- 田中亜紀子『近代日本の未成年者処遇制度——感化法が目指したもの——』大阪大学出版会、2005年。
- 玉井金五『防貧の創造——近代社会政策論研究——』啓文社、1992年。
- 内務省社会局社会部編『感化事業に関する統計』、1926年。
- 内務省社会局編『感化事業回顧30年』、1930年。
- 日本少年教護協会編『少年教護法の解説』、1934年。
- 宮崎県・宮崎県立慎修学校編『感化法発布三十年記念』、1930年。
- 森田 明『少年法の史的展開——〈鬼面仏心〉の法構造——』信山社、2005年。
- 海野幸徳『優生学と社会事業』『人道』第200号、1922年。
- 杉山博昭『山口県立育成学校の理念について——少年教護法制定まで——』『中国四国社会福祉史研究』2003年。
- 『少年教護法の実施過程』『純心人文研究』第9号、2003年。
- 藤原正範『感化教育実践と感化法改正運動序説——日本感化教育会関西支部『少年教護時報』の分析——』『日本における社会福祉施設の歴史的研究』（平成12年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書）、大阪府立大学社会福祉学部内社会福祉施設史研究会、2001年。
- 松原洋子『明治末から大正期における社会問題と『遺伝』』『日本文化研究所紀要』3号、1996年。
- 杉田菜穂『日本における児童権論の展開と社会政策——1933年児童虐待防止法を見据えて——』『経済学雑誌』第108巻4号、2008年。
- 『人口問題と児童対策——1920年代の日本の状況を中心に——』『経済学雑誌』第109巻1号、2008年。